



湯河原ロータリークラブ WEEKLY REPORT



ロータリーは機会の扉を開く

2020年11月20日(金) 天気：雨
例会 第2820回 合掌：我らの生業

会長 山本明峰
幹事 佐藤友彦

事務所：神奈川県足柄下郡湯河原町宮上 566 湯河原温泉観光協会内
TEL 0465(64)1234 FAX 0465(63)1716
例会場：ニューウェルシティ湯河原 静岡県熱海市泉 107
TEL 0465(63)3721 FAX 0465(63)6401
例会日：毎週金曜日 12:30～13:30

会長挨拶

先週に引き続き例会に出席できません。コロナ禍ということもあって、この機会にリモートでの会長挨拶を試験的に行ってみようかという好奇心が湧いてまいりまして、会場側の受け手を安江さんに急遽お願いし、さてそれでは始めさせていただきます。今私が居りますのは山梨県の甲府市なのですが、此処は報道で知られているように首都圏では飛び抜けてコロナウィルス感染者数が少ない。やはり徹底した対策をしており、市民の意識がそれを下支えしていると言った印象を受けます。おちおち湘南ナンバーの乗用車を乗り回せない様な肩身の狭い思いさえ致します。今回は葬儀があつて来ているのですが、そもそもこの辺り(少なくとも甲府市・甲斐市・山梨市などの北部地区)の葬儀は会葬者が湯河原と比べても桁が違ふほど多いのですが、このコロナ禍でその殆んどが、極めて限られた人数に制限されて催されるようになったようです。葬儀社の担当者と話しますと、葬儀の簡素化の流れが山梨でも少しずつ出来つつあったところでのこの流行り病によって、一気に奔流となつて葬送の文化を変えてしまった。コロナ禍が終息してもこの流れは元には戻らないだろうと予想されておりました。私も今回まさにそんなふう感じた次第です。

幹事報告

幹事報告 なし
連絡事項 なし

スマイルBOX

11/20～11/26

結婚記念日 佐藤友彦君 (11/25)
ご夫人誕生日 佐藤友彦君 (ゆめ様・11/24)
入会記念日 平間章弘君 (25年・H7.11.24)
青木義美君
日曜日に宮ヶ瀬湖で今シーズン最後のレースをしてきました。平均年齢で10才以上のチームでしたが「ぶっちぎり」で勝つて気持ちの良いレース納めになりました。
佐東丈介君
孫が早慶戦馬術障害で1年生ながら1位になりました。
深澤昌光君
10月28日、湯小6年生の「菜の花」種まきに参加して頂き、また、助成金をいただきまして有難うございます。
望月博文君
土曜日、日曜日 結婚25周年で千葉県につぐない旅行に行つて来ました。不慣れなことをしたため大渋滞にはまって帰つてきました。

出席報告	ゲスト 1名 ビジター 0名	会員 25名
	欠席 4名(免除者2名)	前回の修正出席率 78.26%
	出席率 91.30%	前々回の修正出席率 86.96%

事前メイクアップ 1名

ゲスト 加藤税務会計事務所 加藤大輝 様

代講 加藤税務会計事務所 加藤 大輝 様

今年もまだ間に合う！ 今日から出来るふるさと納税入門

本日は、ふるさと納税がいかにお得な制度かを皆様にご存知になってもらうことを目標に進めていきたいと思っております。

1. ふるさと納税とは？

ふるさと納税とは、生まれた故郷や応援したい自治体に寄付ができる制度です。手続きをすると、寄付金のうち2,000円を超える部分については所得税の還付、住民税の控除が受けられます。簡単に言うと、本来納めるべき自治体、今住んでいる地域に税金を納める代わりに、別の地域に税金を代わりに納められるという制度です。ふるさと納税には ①寄付金の使い道を指定できる ②無駄なお金を払うことなく地域を応援できる ③返礼品がもらえる というメリットがあります。納税者にとって一番重要なのが③の「返礼品がもらえる」です。返礼品というのは、ふるさと納税を使って納税してくれた人に対して納税を受けた自治体を送るお礼の品のことです。具体的な返礼品（価値的には納税金額の約3分の1）はその自治体の名産品が中心ですが、食べ物以外にも家電や宿泊サービスなど本当にいろいろあります。ちなみに湯河原町は宿泊ギフト券などを出していますが、残念なことに居住地にふるさと納税をしてお礼をもらうことは原則不可能になっているので、湯河原にお住まいの皆さんは湯河原の返礼品のみ選択できないこととなります。

ふるさと納税についてまとめます。所得税、住民税は皆さん必ず払うわけですが、その住民税を別の自治体に納めることで返礼品がもらえます。寄付をした合計金額から2,000円を差し引いた額が、翌年納める住民税、さらに所得税は還付という形式で控除となります。つまり、実質負担金額2,000円でお礼の品をもらい放題という大変オトクな制度ということになります。

2. 控除上限金額について

ふるさと納税で控除、還付を受けられる金額には上限がありますので注意が必要です。上限金額はその人の総所得金額と家族構成で違ってきます。一般的に年間住民税所得割の2割くらいの寄付が安全であると言われています。詳細は本日お配りしている別紙を参考にいただければ、ご自身の上限金額についておおよその予測が立てられると思います。簡単に自分の上限金額を計算したい方は、インターネットで「ふるさと納税」で検索すると金額を勝手に計算してくれるサイトがありますので、そちらでおおよその計算をください。だいたい100万円の給与所得の方は160,000円くらい控除可能です。

また給与収入以外の所得がある方のためにも別紙を

用意しましたのでご覧ください。

注意してほしいのは、今年の所得というのは今年いっぱい確定しませんので、どうしても予測になってしまいます。なので、上限額より少し低めに納税することをおすすめします。去年とそんなに収入に差がないならば、去年（確定申告の控えや住民税の決定通知書に記載）のものを基準に考えてもよいでしょう。

3. 申込みの流れ

申し込みから税額控除までの流れについてご説明します。この5ステップを理解すれば簡単に税額控除が受けられます。

①自治体と返礼品を決める ②寄附申込み

ふるさと納税で検索すればすぐ簡単に返礼品を決定して寄付申し込みができるサイトがありますので、好きなサイトで申し込みをすることをおすすめします。またその自治体のふるさと納税の係の方に電話すると申込書などを送ってもらえます。ネットを使わないで、すべて紙と電話で完結することも可能です。

③返礼品を受け取る ④寄付金受領証明書を受け取る

申し込んでからしばらくすると、返礼品が送られてきます。返礼品が届いたしばらくあとに、その自治体から寄付金受領証明書なるものが届きますので、なくさないように保管しておいてください。

⑤税金の控除を受ける

①から④までが終わりましたら、税金の控除の手続きをします。手続きは確定申告が必要な人とそうでない人に分かれます。

i) 確定申告が不要な場合

元々給料をもらうのみで確定申告をしていない方は「ワンストップ特例制度」によって5自治体までなら紙を一枚それぞれの自治体に送ることで勝手に税額控除してくれます。具体的には、返礼品と別に自治体からまたワンストップ特例制度について書かれた書類と封筒が届きますので、名前など書いて送り返すだけで終わります。

ii) 確定申告が必要な場合

元々確定申告が必要な方、あるいは6自治体以上に寄付をしている方は、寄付金控除に関する手続きが増えます。確定申告のときに必要となるものは5つ（寄付金受領証明書（ぜんぶ）、対象期間の源泉徴収票、還付金受け取り用口座番号、印鑑、マイナンバーカードもしくは通知カードと免許証など）です。確定申告書の書き方は人によって違います。手書きで行う場合は配布の確定申告書の記載例をご覧ください。

本日はありがとうございました。

